

ヴァージニア信教自由法(1786年)

—その成立過程と歴史的意義—

明 石 紀 雄

はじめに

1786年1月16日、ヴァージニア邦議会は上院・下院の合同協議の結果、かねてから審議中の第82法案についての合意に達した。3日後の1月19日、邦知事パトリック・ヘンリー(Patrick Henry)はこれに署名し、「信教の自由を樹立するための法」(The Bill for Establishing Religious Freedom)はここに、1779年5月議会に初めて上程されて以来6年余、1785年10月31日に再提出されてからは3ヶ月を経ずして成立したのである。

「信教の自由を樹立するための法」——普通「ヴァージニア信教自由法」と呼ばれている——は、さまざまな観点からその歴史的意義が高く評価されている。つまりそれはヴァージニアにおける信教の自由を初めて保障したものであり、さらには北西部条例第1条(1787年)⁽¹⁾あるいはアメリカ合衆国憲法修正第1条(1791年)⁽²⁾を経て確立されるアメリカにおける信教の自由の伝統の基礎となったこと、この法案の起草者トマス・ジェファソン(Thomas Jefferson)の宗教思想ならびに革命期のアメリカ社会の宗教的傾向がそこに表明されていること、さらにはそれが単に信教の自由のみなら

ず、広く思想の自由の保護のための理論的指標となったことなどが、その理由である。いいかえれば、この法案の成立自体が、理論と実践が密接な関係にあったとされるアメリカ啓蒙思想の特徴を有し、社会革命としてのアメリカ革命における重要な改革の一つであったというのが、ヴァージニア信教自由法に関する一般の通説である。

本論はヴァージニア信教自由法をそれを生んだ歴史的背景との関連においてとらえ、信教の自由確立のための運動のダイナミックスの中ににおいて、このような法案の成立がいかなる歴史的意味を有したかを明らかにしようとするものである。その際、いくつかの問題点が強調されよう。まず第一に、法案成立への道が直線的ではなかったこと、いいかえれば個人はその確信する宗教を信仰する平等の権利を有するといいういわば積極的な自由が樹立される前提として、公立教会制度(the Establishment)の廃止といいういわば消極的な自由がまず確立されなければならなかつた点である。信教の自由を保障する法案が成立するためには、客観的条件が整わなければならなかつたという意味である。第二の点は、この法案成立へのジェームズ・マディソン(James Madison)の貢献が注目されなければならないことである。ジェファソンは1785—86年当時はフランスにあったのであり、マディソンの政治的手腕なしには、法案はたとえ成立したにしろ、より一層の困難をともなっていたであろうと想像されるのである。第三に、同じジェファソンの手によるアメリカ独立宣言と共に通して、それが普遍的な言葉をもって表わされ

(1) 「(北西部)領地内において、平和と秩序を乱さないかぎり、何人もその信仰の形式や宗教的感情の故に、迫害されることはない。」

(2) 「連邦議会は法律により、国教の樹立を規定し、もしくは宗教の自由なる礼拝を禁止することはできない。」

時間と場所（歴史的制約）を越えて適応しうる思想を有していたために、ヴァージニア信教自由法は200年近く経った今日においても生命力を保っているのではないか、という指摘がなされよう。以上の点をふまえながら、まずヴァージニアにおける公立教会制度の実情とその廃止への動きの検討から始めたい。

I 公立教会制度の実情とその廃止への動き —1784年まで

(1) アメリカ革命以前

ヴァージニアにおいてはその植民の当初から宗教的エスタブリッシュメントが存在した。つまりイギリス国教会 (the Anglican Church) が植民地の唯一の公認教会とされ、住民に対する課税（十分の一教区税）によって維持されたのであった。公立教会として、イギリス国教会はさまざまな特権を法律によって認められていた。たとえばヴァージニアにおける宗教儀式はすべて、その形式に則って行なうものとされ、牧師は給料の他に教会領畠耕地(glebe) を与えられたのである。そしてすべての住民は、宗教的礼拝への出席が義務づけられていたのであるから、イギリス国教会の地位は優遇されていたといわなければならない。これに対し長老派 (Presbyterians), 浸礼派 (Baptists), クエーカー派 (Quakers), メノ派 (Menonites) などのいわゆる不服従派 (dissenters) は、その活動をきびしく規制され、しばしば過酷な罰則を受けるのであった。⁽³⁾

宗教の面においてのみならず、社会的にもイギリス国教会は他の宗派に比して優位な立場にあった。つまりヴァージニアの政治・経済・社会を指導する地位にあったもの、いわゆる沿岸平野 (the tidewater) の富裕階級のほとんどがイギリス国教会員だったのであり、彼らは教区委員 (vestry) として牧師の選定その他教会の運営に関係していたのである。したがって植

(3) Leo Pfeffer, *Church, State and Freedom* (Rev. ed.; Boston: Beacon Press, 1967), p. 106.

民地議会のメンバーとして、彼らの所属する教会の特權的地位を変更するような法改正を行なうとは考えられなかった。⁽⁴⁾

しかし、このことは必ずしも公立教会制度が厳格に実施されていたことを意味するものではない。むしろ、ヴァージニアにおける宗教的エスタブリッシュメントは、あいまいで変則的な側面を含んでいたのである。たとえば牧師が不在の場合には平信者がしばしば説教壇に立ったことがあったし、また結婚式などが教会ではなく個人の邸宅で行なわれたりすることも普通だった。また、教区 (Parish) が広い割には人口が少なく、十分な経済的援助を常に期待できず、牧師の生活はかえって苦しかった。そのため優秀な牧師を得ることはなかなか困難であった。⁽⁵⁾

要約すれば、公立教会制度自体のもつあいまいさ・変則性にその崩壊の原因があったのであるが、とくに18世紀になってから、その廃止 (disestablishment) を求める傾向は顕著になった。

一つには、ヴァージニア奥地——シェナンドー峡谷、アリゲニー山脈以西の地域——へ多数の不服従派が移住してきたことがある。とりわけスコット＝アイリッシュ系の長老派が目立った。アングリカン派 (Anglicans) 以外のキリスト教の宗派は（ユダヤ教徒などの異教徒とともに）理論上はヴァージニアに居住すべき法的権利をもたなかつたのであるが、公立教会制度は、彼らが十分の一教区税を収め法律に従うかぎり居住を認めたのである。ビアードは「一種の信教の自由」がヴァージニアには存在していたと記している。⁽⁶⁾ しかしこれは全面的信教の自由からはほど遠いものであった。また、教

(4) Curtis P. Nettels, *The Roots of American Civilization* (2nd ed.; New York: Appleton-Century-Crofts, 1963), pp. 166-7.

(5) *Ibid.*, p. 167.

(6) ビアード『新版アメリカ合衆国史』（松本重治訳 岩波書店 昭和39年）22ページ。

会は国家によって財政的に支持されるのではなく、信者の自発的自由意志に基づいた献金によって維持されるべきであると考えた不服従派の各派は、次第に宗教的エスタブリッシュメントへの不満の声を高めるのであった。

多くの面で差別され異端の迫害を受けた不服従派が公立教会制度批判にもっとも熱心であったことはいうまでもないが、それには宗教的理由のほかに、政治的・社会的配慮も作用していたと考えられる。東部沿岸平野の富裕階級がヴァージニア社会の指導的地位にあったことはすでに述べた通りであるが、西部の奥地が開拓され人口が増加するにつれ、フロンティアの防衛・郡(County)の再編成などの問題が生じた時、植民地議会の対応は西部にとって必ずしも満足できるものではなかった。このような状況の中から、いわゆる代表制(representation)の問題などが生じてくるのであるが、これは宗教の面における不服従派——彼らの多くは西部に居住していた——の不満とは切り離して考えられない性格のものであった。いいかえれば、宗教的エスタブリッシュメント批判はそのまま、東部の西部——その住民の多くは不服従派の独立自営農民であった——に対する政治的優位への批判と攻撃につながっていくのである。ヴァージニアの住民の「大多数は、公立教会制度に不服従のものであったが、少数派〔教会〕の牧師の維持のために寄付を行なうことを義務づけられていた」のであり、このような状態を改善しようにも、「植民地議会の代議員がイギリス国教会員であった」ので、それは「絶望的」であったとするジェファソンの言葉に、西部の不服従派の不満が代弁されているように思われるのである。(7)

さらに、18世紀における新しい思想の影響をも無視することはできない。いわゆる宗教にお

ける合理主義もしくは、理神論がそれである。この立場にたつものは宗教から非合理な要素を排除することを強調したのであるが、公立教会制度も彼らの批判の対象となった。ヴァージニアにおいて公立教会制度廃止のために戦ったものの中に、理神論の影響を受けたジェファソンやマディソンの名をみるのは理解に難しいことではないのである。

不服従派のプロテスタントが公立制度廃止のための運動のエネルギーを提供したとするならば、理論を提供し知的リーダーシップをとったのはこれらの合理主義者たちであったといえよう。しかしここで注目しなければならないのは次の二つの点である。まず第一の点は、彼らがキリスト教自体を全面的に否定していたわけではないこと、いいかえれば一つの信仰形態としてのアングリカニズムの内的メリットを彼らが否定してはいなかっただことである。彼らが批判していたのは公認宗派としてのアングリカニズムであって、このような態度は、宗教的信仰は個人にゆだねられた問題であるとする彼らの見解の当然の帰結であった。第二に、「アメリカにおいて信教の自由のために戦った指導者たちかなり多数のものは……宗教には関心をもっていたが……正統的な教会とは共通な点をあまり有していないかった」というスウィートの指摘は、そのままジェファソンやマディソンにあてはまるのである。(8) 彼らは長老派や浸礼派などの福音主義的傾向、クエーカー派などの靈験主義的傾向を個人的に受け入れることはなく、巾広い包容主義(comprehension)の立場において、むしろアングリカニズムに近いところにあったといえよう。したがって、ヴァージニアにおける公立教会制度廃止運動の理神論的指導者たちは、あくまでも信教の自由を含めた思想一般の自由を求めていたのであり、決して偏

(7) *Autobiography in The Life and Selected Writings of Thomas Jefferson*, eds. A. Koch and W. Peden (New York; Random House, 1944), p. 41.

(8) William W. Sweet, *Religion in Colonial America* (New York: Cooper Square Pubs., 1965 [1942]), p. 336.

狹なドグマティズムの誕生を願っていたのではなかったのである。⁽⁹⁾

(2) アメリカ革命期の諸改革—1784年まで宗教的エスタブリッシュメントに対する批判は、アメリカ植民地による対英抗争の進展とともに高まった。⁽¹⁰⁾（公立教会制度廃止の実質的な第一歩は、「ヴァージニア権利章典」（The Virginia Bill of Rights）の採択をもって始まったとされるのもこのためである。（1776年6月）。この権利章典は第16条において、信教の自由をうたっており、以後の運動のための強力な理論的根拠となるのであった。

1. ヴァージニア権利章典第16条

権利章典はジョージ・メーソン(George Mason)の起草によるものであったが、第16条はマディソンの提起した修正を含むものであり、その採択の経過を見ることは、信教の自由のための運動の歴史における彼の貢献を明らかにする一つの手がかりとなるものである。

メーソンの原案は次の言葉で始まっており、この部分(A)はマディソンの修正案ならびに最終案を通じて、変更なく受け継がれている。⁽¹¹⁾

「(A)宗教あるいはわれわれが創造主に負う義務およびそれを果す方法は、武力や暴力によってではなく、理性と信念によってのみ指示されうるものである。」

(9) 急進的な理神論ならびにそのアメリカにおける主唱者に関しては、拙稿「リパブリカン宗教と第二の大覚醒」（『同志社アメリカ研究 V』1968年）参照。

(10) ヴァージニアにおいては宗教的エスタブリッシュメント=親英的という考え方方が支配的であったが、それはマサチューセッツやコネティカットの場合とは異なり、公定宗教派（アングリカン派）が他の宗派に比して、多くの王党派を生んだからである。

(11) *The Papers of James Madison*, eds. W. T. Hutchinson and W. M. E. Rachal (Chicago : Univ. of Chicago Press, 1962-), Vol. 1, pp. 170-79.

この部分に続くメーソンの原案(B)とマディソンの修正案(C)および(D)は次の通りである。

「(B)すべての人びとは自由に宗教を信仰することにおいて完全な自由("toleration")を有する。」

「(C)すべての人びとは良心の命ずるところにしたがって、自由に宗教を信仰する平等の権利を享受する("equally entitled")。(D)故に、いかなる個人も団体も、その信仰する宗教を理由にして、特別の報酬を受けたり特権を与えられるべきではない。」

(B)と(C)を比較するならば、(C)のほうが信教の自由をより明確にうたっていることは明らかである。なぜならばメーソンのいう「自由」とは実は寛容のことであり、公立教会の存在を前提とし、異端の信仰も許容されるという意味合いがある。マディソンの修正は、宗教の信仰を一つの権利としてうちだしているところに、メーソンとの強調点の違いを見るものである。

しかしそり注目すべきは、マディソンの修正(D)である。かりにこの部分が権利章典に含まれたならば、その時をもって公立教会としてのイギリス国教会は廃止されなければならなかつたであろう。なぜならば、アングリカン派は明らかに「特別の報酬を受けたり特権を与えられ」ていた個人もしくは団体だったからである。公立教会制度の維持をはからうとしていたものは、マディソンの修正のこのような意味合いを敏感に感じとり、この部分を削除することに成功する。（しかし信教の権利をうたった部分(C)は、最終案まで受け継がれる。）

そこでマディソンは、メーソンの原案では「(E)宗教の名のもとに社会の平和、福祉、安全を犯さないかぎり、[人は宗教の信仰において]行政官により罰せられたり抑制されたりすることはない」とあった部分を、「(F)平等の自由の保持と国家の存続が明白に脅かされないかぎり」と書きかえた第2の修正案を提出したが、

この部分も最終案には含まれていない。おそらく「平等の自由」("equal liberty")という字句が急進的に思われ、「明白に脅かされないかぎり」("unless...manifestly endangered")という表現があいまいであったからであろう。

最後に、メーソンの原案は、

「(G)お互に、他に対してキリスト教的忍耐、愛情および慈悲を尽すことは、すべての人びとの義務である。」

としているが、この部分も最終案に受け継がれている。したがって第16条全体は(A)(C)(G)の三部分からなり、(A)(G)はメーソンの、(C)がマディソンの貢献である。

マディソンは1776年の段階で政治と宗教の完全な分離を明文化することを試みたのであったが、それは実現しなかった。しかし後でみると、彼は権利章典第16条をもってヴァージニアにおける公立教会制度は実質的に廃止されたとみていたのである。

2. ヴァージニア邦議会による改革

権利章典が実質的に公立教会制度を廃止しなかったとしても、アングリカン派の特権的地位を廃止するための具体的な法律が、邦議会において次々に成立していく過程を次にみてみたい。(12)

第1回のヴァージニア邦議会は1776年10月に開会されたのであったが、この会期中(12月)に画期的な法律が成立する。それは異端者ならびに礼拝欠席者に対する罰則を撤廃したことによる意義があったが、それにもまして、不服従派を十分の一教区税の支払いから免除するという点において、まさに公立教会制度の根底をゆきぶるものであった。エッケンロードはこの法律の制定(発効は1777年1月1日から)をもって政教分離は達成されたとし、次のようにいう。「〔十分の一教区税支払いの停止により〕

(12) Pfeffer, *op. cit.*, p. 108.

ヴァージニア邦民のほとんど半数が、公立教会維持の重荷から解放された。」⁽¹³⁾確かに、アングリカン派の邦民は納税の義務はあったが、不服従を宣することによりそれを免れることも可能であったことを考えるならば、十分の一教区税は実質的に廃止されたに等しいといえるであろう。1779年にはアングリカン派も免除することが立法化されるのであり、この際2年間という時間的ずれはほとんど問題ではない。またアングリカン派の牧師は1776年の法律によってはまだいくらかの特権を有していたが、それらが廃止されるのはやはり時間の問題であった。

(1780年にはアングリカン派以外の牧師も結婚式を執り行なうことが認められた。)⁽¹⁴⁾

しかし、1776年12月をもってディスエスタブリッシュメントが達成されたとするエッケンロードの解釈には一つの大きな難点がある。それはこの法律は、教会の維持は「法による一般課税によるべきか、それとも信者の自由意志による献金にゆだねられるべきか」という問題の解決を将来に残した、という点である。⁽¹⁵⁾「一般課税か自由意志による献金か」という問題はかりにキリスト教のすべての宗派を公認した場合でも(この場合、すべての宗派が特権を有するといえるが、同時にいかなる宗派も他の宗派に比較して特権を有するとはいえない)、解決されなければならない問題として残るのである。なぜならば、いぜんとして宗教の信仰が強制されるという状態は続くし、さらに重要なことは、将来ヴァージニアにおいて、キリスト教以外の宗教を信ずるもの・宗教を全く信じないものが居住しその数が増加するならば、それらのものに対する信教の自由(つま

(13) H. J. Eckenrode, *Separation of Church and State in Virginia*(Va. State Library, Richmond, 1910), p. 53. Quoted by Justice Rutledge in *Everson v. Board of Education*, 330 US 42, fn. 33.

(14) 教会所属畠地(glebe)のみは存続されるが、1802年には全面的に廃止された。

(15) Jefferson, *op. cit.*, p. 41.

り、公認の宗教を信じない自由)はいかに保障されるか、ということが大きな課題として残るからである。このような観点からみるとならば、1776年の法律は信教の自由の問題について仮の答えを出したにすぎず、納税免除などの改革も、公立教会制度をめぐる「し烈な戦い」における一時的な妥協でしかなかったのである。

1779年、公立教会制度の存続・廃止をめぐる抗争は新しい段階を迎える。すなわちこの年に、アングリカン派に対しても十分の一教区税支払い義務の免除の改革を容認せざるをえなかつた公立教会制度よう護派は、一般課税による教会の維持を定めた「一般課税法」を提出する一方、廃止派は、ヴァージニア法制改革のためにジェファソンの起草した第82法案——「信教の自由を樹立するための法」——を提出したのであった。⁽¹⁶⁾

一般課税法は、「キリスト教は将来においてヴァージニアの公認の宗教とみなされ保持されるものとする」と定め、すべての邦民はその支持する宗派を明らかにし、それぞれの教会の一員として登録することを義務づけている。登録の結果は各宗派毎に集計され、それを基準にして課税額が決定される。税のちょう集も、登録と同じく各郡役所の管轄とされた。また、支持宗派を明示しない場合も同様に課税され、彼らの納める税は、各宗派の間に会員数に比例して分配されると定められた。しかし邦民のほとんどがキリスト教信者であり、アングリカン派が最大の宗派であった当時のヴァージニアにおいては、いかなる形の一般課税もアングリカン教会の優勢な地位を保障することにつながる。つまり以前の各宗派間の関係、国家と教会の関係が維持されることを約束するものだったのである。

ジェファソンが第82法案を起草したのは、おそらく1777年中のことであったろうと推測されている。しかし邦議会への上程が2年間遅れたのは、公立教会制度よう護派の活動がはげしか

ったことにもその一因がある。個別的にイギリス国教会の特権的地位を廃止していくことはできても、国家と教会の関係の根本的な変革をもたらすような法案の成立は期待できなかつた。この時は、第二読会までは通過するが、会期終了のため審議未了のまま自然消滅した。一般課税法もまた、反対派の活動により成立を果さなかつた。⁽¹⁷⁾

I 「キリスト教支持のための一般課税法」(1784年)をめぐる抗争

教会の維持は「一般課税法によるべきか、自由意志による寄付によるべきか」という論争は、決着をみないままに1784年を迎える。この年公立教会制度よう護派は、先に成立をみなかつた一般課税法を改訂した新しい法案を提出するのであるが、これはあわや成立しかかり、マディソン等の必死の努力によってかろうじてその成立を阻止することができた。⁽¹⁸⁾

(1) 一般課税法の内容

この法案は前文と四つの制定条項からなる。まず前文において、法案の趣旨とそのよってたつ理論的根拠が示されている。

「キリスト教についての知識が、遍く普及されるならば、人びとの道徳は正され、その悪徳は抑制され、社会の平和が維持されるであろう。しかし〔キリスト教についての知識の普及は、〕学識ある教師たちに対する十分な財政的援助なしには実現されえない。教師たちは、〔このような援助を与えられるならば、〕そのおかれた環境と教育の不足により知識を習得できなかつた市民に対し、必要な

(17) 第82法案(Bill No. 82)は詳しい注を付して、*The Papers of Thomas Jefferson*, ed. Julian P. Boyd (Princeton : Princeton University Press, 1950-), Vol. 2, pp. 545-53に収録されている。

(18) 一般課税法はその全文が、*Justice Rutledge*により引用されている。脚注(13)参照。

教育を与えるという〔教師として〕果すべき義務を果し、それに時間と注意を向けることが可能となるであろう。邦議会がこのような財政的援助を決議として成立させることは、キリスト教の異なる宗派間のあらゆる特権的差別を廃止することにより維持せんと意図し採択された、あの自由の原則に反するものではない。」

前文に引き続き、次の条項が制定された。

- (1) 「キリスト教の教師を〔財政的に〕援助するため」邦民はすべて納税の義務を負うものとする。税額は一定で法により定められる。
- (2) 税は、特定のキリスト教会もしくは宗派を「指定して」支払われるものとする。
- (3) 各教会もしくは各宗派は、このようにして得られた歳入金を「牧師もしくは教師を雇用するために、あるいは礼拝の場所を建設・維持する目的にのみ」用いられるものとする。しかし正規の牧師をもたないクエーカー派、メノ派に関してはこの条項は適応されない。これらの宗派は、それぞれもっとも適當と認められる目的に、その歳入金を充当することが許される。
- (4) 受け取るべき教会・宗派の指定がない場合には、郡の雑収入として歳費に組み入れられ、「教育のための諸施設の充実」のためにあてられるべきである。

この法案は、従来の公立教会制度より護論と比べて、二つの大きな点において異なる。すなわち宗教の信仰の問題は国家の干渉すべき事柄であるとは明確にうたっていないが、間接的にそのような権限の所属を認めている点、ならびに一つの宗教（この場合はキリスト教）の中のいくつか存在する宗派の中から特定の宗派を選んで公認しているのではなく、その宗教自体を公認している点である。第一の点は、今日いうところの「一般福祉事項」（general welfare

clause）の適用であり、政府は国家と社会の平和を維持する責任を負うものであるが、そのための権限をも有するというものである。政府による宗教への干渉も、このような権限の行使として説明される。しかしここに重要な問題が生じる。理論的に政府が一つの宗教を公認する（establish）ことができるならば、同じく政府は、他の領域においてもエスタブリッシュメントを設置することができるのではないか、という問題である。マディソン等の一般課税に反対するものの議論はまさにこのような危険を警戒したことであり、宗教上のエスタブリッシュメントが他の領域に拡大されることに対する危機感からでたものであった。ことに邦民の教育が、教会維持の問題と同列に論じられていたことは、公教育促進の観点からすれば、必ずしも望ましい方向に進んでいたとは考えられなかつたのである。⁽¹⁹⁾ 第二の点に関してはすでに触れたので詳しく述べないが、キリスト教以外の宗教を信ずるもの、あるいは宗教をまったく信じないものの信教の自由は一般課税法によって保障されうるものであったろうか。ジョージ・ワシントン（George Washington）は、この法律はキリスト教信者のみを対象にしたものであるから（それはキリスト教についての知識の普及を目的としている）、「ユダヤ教徒、イスラム教徒など」は税の支払いを免れるといっているが、⁽²⁰⁾ 一般課税のもつ強制的性格はこのような例外をどの程度容認するかは、未だ試されてはいなかった。さらには、一般課税という理念自体が「自発的自由意志による教会維持」の理念と真向から衝突するものであったことを考えると、一般課税法がいわゆる啓蒙思想家からも、正統派（orthodox）のプロテスタントからも批判されたことは理解に難くないことである。

⁽¹⁹⁾ ジェファソンの起草になる「公教育法案」は第79法案であり、同じく *Papers, Vol. 2* に収録されている。

⁽²⁰⁾ Pfeffer, *op. cit.*, p. 110.

(2) 法案成立阻止のための運動

しかし一般課税法反対派にとって状勢は決して楽観できるものではなかった。むしろ、当初から守勢にまわることをよぎなくされたのであった。

一般課税法はパトリック・ヘンリーによって提出されたのであったが、おそらく当時ヴァージニアでもっとも名の知れた政治家の一人であったヘンリーがこの法案を支持していたことは賛成派にとって有利に働いた。⁽²¹⁾さらには長老派の一部がキリスト教が公認されるとの予想のもとに、法案支持の立場を明らかにしていたことも、反対派にとっては克服するのに大きな障害となったのである。

反対派のリーダーは、ジェームズ・マディソンであった。彼は法案の審議に際して、宗教の信仰は政府が干渉すべき問題ではないこと、一般課税法はヴァージニア権利章典に違反していること、ヴァージニア邦民の道徳的向上は公立教会制度を維持することではなく教育・裁判制度・行政一般を改善することによって求められるべきこと、公認されるべきキリスト教とはいかなるものかについて一致した意見を得ることは困難であることを指摘し、一般課税による教会の維持に対する反論を展開するのであった。しかし彼の反論も邦議会内の大勢を変えるにはいたらず、法案は47対32の票決をもって全体委員会を通過し、さらに法案支持派はヘンリーを法案文作成委員の委員長に選出することに成功した。(11月11日)⁽²²⁾

(21) ヴァージニア権利章典第16条についてのマディソンの修正案を提出したのは、実はヘンリーだったのである。マディソンは自分の立場を考慮し——彼は弱冠25才でいわば政治的新人であった——、影響力のあったヘンリーを通じてその修正案を成立させようとはかったのであるが、8年後彼はヘンリーと争う側にまわったのであった。

(22) Irving Brant, *James Madison: The Nationalist, 1780—1787* (Indianapolis: The Bobbs Merrill Company, 1948), XXII "Freedom of Religion" が、ヴァージニア信教自由法成立に果したマディソンの役割について詳しい。pp. 344, 345.

1. ヘンリーの邦知事への選出

法案反対派は、ヘンリーの影響力を邦議会から取り除く戦術をとり、法案の成立を阻止しようとした。そのたの具体的な方法は、ヘンリーを邦知事に選出することであった。つまり知事の選出が邦議会の決定によるという間接選挙の制度を利用し、アメリカ革命の所産の一つである弱い権限しかもたない知事の地位にヘンリーを選出するならば、少なくとも直接「立法部」内での活動はできなくなるであろうという計算のうえであった。問題は下院において十分な票を集めることができるとか、ヘンリーが就任を承諾するであろうかというところにあったが、マディソン等はヘンリーの友人の票を集めることに成功し、ヘンリーもまた「名誉欲」から知事就任を承諾するのであった。(11月17日) 前知事ハリソンをが再選を禁じられたことという幸運もあったが、マディソン等の戦術の巧妙さも評価されるべきであろう。その結果「[一般課税法支持派は] ヘンリーを失なって意気阻喪しております。法案が成立するかどうかは、今やまったく予測できなくなりました」と、マディソンはモンロー宛の書簡の中でいえるのであった。

2. 「監督派教会 (the Episcopal Church) 法人法」の通過

アングリカン教会は対英独立戦争が始まった結果、イギリス国教会としての存在を失なったのであるが、教区制・牧師などはそのままの形で残った。そこで、このような状態にあったアングリカン教会を再編成するための一つの方法として、その法人としての設立が要求されていたのであったが、マディソン等はこのような法人組織の承認は、監督派教会(今やアングリカン教会はこの名称で呼ばれていた)の優越性の確立に通じるものとして反対していたのである。

しかし彼らは一般課税法の成立を阻止するための一つの手段として、法人法への反対を撤回

しその成立に協力することにしたのであった。それは、監督派教会が法人として認められ他のすべての教会との相違が明確に規定されるならば、一般課税法はもはや必要ではなくなるという考え方が公立教会制度より護派の中に生じるであろう、という思惑によったものである。その反対に、法人法が否決されるならば、（マディソンの言葉をかりれば）「より大きな悪〔一般課税法〕を成立させようとする努力と合理化が倍増された」ことが予想されたのであった。かくて法人法は、47対38の票決の結果成立したのであるが（12月18日），特定の教会の法人設立への反対は強く、この法律は2年後（1787年）には廃棄されるのであった。

いずれにしても、この戦術は功を奏したといえよう。なぜならば、法人法の成立に続いて行なわれた一般課税法の審議の結果、第三読会を翌年の10月議会まで延期するという決議が45対38という僅差で通過したのであったが（12月24日），法人法に賛成した47人のうち、9人は一般課税法の第三読会を延期することにも賛成したのであり、8人はこの重要な決議の採択において棄権したことが判明しているからである。このような直接の影響に加えて、法人法の成立は、一般課税の理念を支持していた長老派を監督派教会に対して反目させたこと（長老派を法人として設立する動きはなかった），内容の不備（法人は同数の牧師と平信者から構成されたこと、すなわち牧師の比重が相対的に増大したこと）からアングリカン派内部の意見の不一致を生じせしめたことなどの、いわゆる間接的影響を与えたことも注目されなければならないのである。（23）

3. マディソンの「抗議ならびに請願」

一般課税法の成立は、第三読会を次の会期まで約11ヶ月間延期するという議事運営上のかけ引きによってかろうじて阻止されたのであったが、反対派にとっては、反対運動を推し進める

ための貴重な時間を与えることとなった。そこで彼らは世論の盛り上りを期待し、一般課税法反対のキャンペーンを積極的に展開したのである。このようなキャンペーンから生まれたのが、邦議会に宛てて書かれたマディソンの「抗議ならびに請願」（"Memorial and Remonstrance"）であり、それはまたキャンペーンの展開に大きな影響を与えるものであった。

ヴァージニアにおける信教の自由の確立は、次章で検討するジェファソンのヴァージニア信教自由法の成立によるところが大きかったことはいうまでもないが、1784年的一般課税法の成立阻止もまた大きな一歩として認識されなければならない。マディソンの「抗議ならびに請願」（以後、請願書と記す）はその阻止に重要な影響を与えたものとして、その歴史的意義は高く評価されるべきであろう。（24）

一般課税のような形で政府が宗教に干渉することは、政府に与えられた「権限の濫用」であると前置きしてから、マディソンは一般課税法に反対する15の理由を列挙するのである。（以下は要約である。）

1. 宗教は各人の「信念と良心」によって信仰されるべきものであり、すべての人は「信念と良心」の命ずるところにしたがって、自由に信仰する権利を有するものである。それ故に、宗教は政府の干渉すべきことがらではなく、「何人もその権利を市民社会の権威によって奪われる」べきではない。市民社会の権威といえども、各人が「自らの判断において宇宙の支配者に示す忠誠の念」の否定に通じるような義務を、決して市民に要求してはならないのである。

2. 「個人の信仰が一般的な市民社会の権威の干渉すべきでないものであるならば、いかなる立法組織もなおさらそれに干渉すべきで

(24) Pfeffer は、ジェファソンのヴァージニア信教自由法は、マディソンのこの請願書があって初めて成立への道が開かれたとしている。op. cit., p. 111.

(23) Ibid., pp. 347-8.

はない。」

3. 「他のすべての宗教を除外してキリスト教を公認の宗教とすることのできる権威は、同様に容易に、他のすべての宗派を除外してキリスト教の特定の宗派を公認のものとすることができる」であろうし、「一つの公立教会制度を維持するために市民に対して3ペンスの献金⁽²⁵⁾を課すことのできる権威は、いかなる形のエスタブリッシュメント〔公認制度〕をも遵奉するよう市民に対して義務づけることができるし、それを行なうであろう。」

4. 「人はすべて同等の条件で社会の形成に参加するもの」であり、自然の諸権利を平等に保持するものであるが、この法案は、キリスト教以外の宗教を信じるものなどに「特別の負担」を課すと同時に、他の人びとには「特別の免除」を認めることによりこの平等の原則を犯している。

5. この法案には、行政官吏が「宗教的真実について正当な判断ができる審判」であり、施政のために宗教を「一つの道具として用いてもかまわない」という意味合いが含まれているようであるが、いずれも誤った仮定である。

6. キリスト教は政府による援助を必要としているという考えは、その宗教としての本質ならびに過去の歴史に照らして矛盾している。キリスト教は「俗世界の力に依存することを否認している」し、しばしば人為的法律がその伝播を妨げる傾向があったにもかかわらず、存続したことが証明されているからである。

7. 公立教会制度は「宗教の純粹さと効力を保つかわりに」、牧師には「誇りと怠惰の習慣」を、平信者に「無知と卑屈さ」を、両者に共通して「偏狭さと迫害」とをもたらした。

8. 政府が、「公立教会制度を必要とする理由はない。」

9. この法案の成立は「迫害され抑圧されたあらゆる国・宗教の人びとに安全な避難所を与える」というヴァージニアの伝統の方針からの「逸脱」を意味する。

10. この法案が成立するならば、ヴァージニア邦民が「享受している自由」は奪われ、その結果彼らは他の地域に移住し始めるであろう。

11. 特定の宗派が他の宗派に比して優遇されるならば、「キリスト教的忍耐、愛情および慈悲」の精神のもとに培われてきた各宗派間の調和的共存がそこなわれるであろう。

12. キリスト教を公認の宗教とすることは、その宣布のための有効な方法とはいえない。そのような企ては、キリスト教に対する嫌悪感を生ぜしめ、さもなければそれを自分の信仰として受け入れるであろうものを遠ざけることになるであろう。

13. ヴァージニア邦民の大多数は公立教会制度を望んではいない。法の力によって「このようにいまわしい制度を強制しようとする企ては、（中略）一般に法に対する人びとの信頼を弱め、社会の連帯を弱体化させるものである。」

14. 「〔邦民の生活に〕重大な影響を及ぼし、また〔宗教というような〕微妙な問題にかかる法律」は、邦民がそれを望んでいるという「明確な証拠なしに決定されるべきではない。」今日の政治は、邦民の意見が正しく反映される仕組みになっていないので、まず「人びとの意志が平等に代表されるような」制度が保障されなければならない。

15. 「良心の命ずるところによって自由に宗教を信仰する平等の権利」に対する政府の干渉を容認することは、同じ政府による他の基本的権利への干渉を認めることに等しい。このようなことは決してあってはならない。したがって邦議会は、「われわれの権利をすべて支配できると考えているのか、この〔宗教

(25) ここにいう「3ペンスの献金」とは、実際の一般課税額ではなくて、印紙条例(1765年)に言及しているものと解すべきであろう。

の信仰の] 権利はとくに神聖なものとして、われわれの手に留めおかれるべきであるとみなすのか」のいずれかの立場をとらなければならぬのであるが、答ははっきりしている。

請願書は、権力の「危険な濫用」に反対しその阻止のために努力することは、市民としての「義務」である、と明快な力強い言葉で結んでいるのである。

請願書において明確にうたわれているように、一般課税法は人間の自然の権利と自由および社会契約の理念と対立しそれらを脅かすということが、マディソンの基本的見解である。これは、18世紀の合理主義的傾向と一致するものである。また政府が思想や学問の領域にまで干渉することは、その自由な発展を妨げることであり、腐敗と專制を招く危険があるという指摘は、従来の公立教会制度廃止論にはほとんどみられなかった点である。先にみたように、一般課税法自体が「社会の福祉維持のため」という新しい理論に基づいていたことを考慮するならば、それへの反対が同様に新しくしかも強力な理論的根拠を必要としたのは、むしろ当然のことであった。

請願書に表現されているマディソンの思想は決して独創的なものではなかった。それは、当時一般的な一般課税法に反対する見解を代弁したものである。その意味において、ジェファソンの「アメリカ独立宣言」(1776年)が当時の支配的な政治思想を明快平易に表現したものであって、決してジェファソン自身の独創的な思想の表明ではなかったことと似ている。さらには「アメリカ独立宣言」がイギリス本国からの分離を逡巡していた人びとに独立への決心をうながす契機となったのと同じく、マディソンの「抗議ならびに請願」は監督派教会の特権的地位に不満を抱きながらも、ディスエスタブリッシュメント(政教分離)まで踏み切れないでいた人びとに、態度決定をうながす一つの大きな契機となったのである。すなわち、それはヴァ

ージニア全域に配布され、賛同者の署名を受け、邦議会に続々と送りこまれたのであったが、マディソン自身の言葉によれば、「かなりの数の旧い階級(hierarchy)の人びと」がそれに署名したのであった。⁽²⁶⁾

Ⅲ ヴァージニア信教自由法(1786年)―― その成立過程と歴史的意義

一般課税法の審議を11ヶ月間延期せしめたことは、法案反対派にとって事実上の勝利を意味した。彼らはかせいだ時間を活用し、法案反対のキャンペーンを展開したのであったが、その直接の結果は、1785年4月の下院議員選挙において一般課税法に批判的なものが、それを支持するものに代わって多く選出されたことであった。⁽²⁷⁾ このような状勢は、同年10月に開会された新しい邦議会に強く反映され、その結果、第三読会は延期して行なうという前年の決議にもかかわらず、一般課税法は一度の票決も試みられることなくほうむられてしまうことになるのである。ヴァージニアに信教の自由を確立するための最大の障壁はかくて除去され、ここにジェファソンの起草による第82法案を再度上程する道が開かれたのである。

(1) 邦議会における審議過程

第82法案はマディソンによって、ヴァージニア法制改革委員会の起草した他の117の法案と

(26) Brant, *op. cit.*, p. 350.

(27) *Ibid.*, p. 350. 邦憲法により、下院議員は1年毎に選出しなおされることになっていた。前期から連続して選出されたものは除いて、1785年に初めて、あるいは数年のブランクをおいて選出され法案に賛成投票したものの中にグリーナップ、ローガン、スマス等がいた。(彼らの伝記的資料については後述) 公立教会制度廃止の賛成・反対派の勢力が拮抗していた時であるから、数人の議員の交代でも結果に影響を及ぼすことが予想されたのである。

(28) ヴァージニア法制改革委員会は、イギリス本国か

とともに、1785年10月31日に提出された。⁽²⁸⁾ 第一・第二読会を経た後、12月17日には第三読会を終了、直ちに票決され74対20という圧倒的多数をもって下院を通過する。議会運営の手続きにより、下院を通過した第82法案は上院に送られる。上院は約2週間後の12月29日に一つの修正を付し下院に送り返したが、下院はそれを否決する。その後翌1786年1月12日・13日に上院・下院の合同協議が開かれ、1月16日に両院が合意に達したこと、3日後の1月19日に邦知事がこれに署名し法律として成立したことははじめに述べた通りである。

次にヴァージニア信教自由法について、ジェファソンの原案と最終案を比較しながら邦議会における審議過程をさらに詳しく検討してみたい。（傍線部分は、原案中修正された部分である。）⁽²⁹⁾

〔前文〕 (A)およそ人間の思想や信仰は、人間自らの意志にもとづくものではなく、神が人間の心の中に示し給うた証しに、自分の意思いかんにかかわらず従うものである。そして全能なる神は、人間の心を自由なるものとして創り給い、(B)人間の心が外部からの強制によっていさきかも左右されずに、常に変らず自由であることが神の御旨であることを示し給うたのである。したがって、この世の刑罰や負担によって、あるいは市民としての法的

らの分離の結果必要となった立法面での再編成・改革の仕事を遂行するために、邦議会によって任命されたものでメンバーはジェファソンの他に、ペンドルトン (Edmund Pendleton), ウィズ (George Wythe), リー (Thomas Ludwell Lee), メーソンの計5人であった。いずれも代表的な法律家であった。委員会は合計126の改正法案を起草したが、そのうちの少なくとも51はジェファソンの手によるとされている。(Papers, Vol. 2, p. 320)

⁽²⁹⁾ 訳出にあたっては、斎藤真訳「ヴァージニア信教自由法案」（『アメリカの建国思想』「世界の思想7』河出書房新社 昭和41年）を参考にした。

能力を奪うことによって、人間の心を左右しようとする試みはすべて、偽善と卑劣との風習を生むだけであり、わが宗教の聖なる創始者 (C) の計画から逸脱するものである。この聖なる創始者は、人間の体と心との主であり給い、その全能の力をもってすれば可能なことであるが、人間の体や心を強制することをもって宣教をせずに、(D)ただ理性に訴え動かすことによって弘め給おうとした。 [ところが] 宗教界と俗世界の立法者や支配者は、彼ら自身誤りの多い人間、神の啓示を受けることのない人間であるにもかかわらず、彼ら自身の思想や思考方法を唯一の真理であり誤りなきものとしてうちたて、それを他人に押しつけよう努め、他人の信仰に対する支配権を主張し、世界各地において全時代を通じ、偽りの宗教を公定の宗教として確立維持してきたのである。

[だが] 人をして、自ら信ぜず(E)嫌惡する思想の宣布のために献金を強制することは、罪業であり暴政である。否、個人に強制して、特定の教師をしてそれを経済的に支持せしめるとは、その教師がその個人自身の宗教のものである場合でも、その人から、自ら道徳的師表と仰ぎ、自分を正しき途へと導く力大なりと感じている特定の牧師へ献金するという楽しさを奪うものである。⁽³⁰⁾のみならず、教職者に対しても、教職者自身の行為に対する〔信徒の〕称讃より生ずる金銭的報酬をその教職者から奪うこととなり、ひいては、その教職者から、人類の教化のための真面目な倦むことなき努力に対する小さいながらも一つの刺激となるものを奪うことになるのである。

（中略）

(F) 元来人間の思想というものは、政府の対象ではなく、また政府の干与すべきことではないのである。行政官が、思想の領域にま

⁽³⁰⁾ 「[だが] 人をして……」以下が、とくに一般課税法を意識して書かれた部分である。

で権力を行使したり、信条の告白や宣布に対して、それらが間違った傾向にあるものと想像して規制を行なったりするのを容認することは、危険な誤った考えであり、いっさいの信教の自由を直ちに破壊するものである。

(中略)

最後に、真理とは偉大なものであり、それ自らにまかしておけば真理は必ず支配するものである。真理は誤謬に対して適当にして十分なる敵対者であり、人為的な干渉が、真理からその自然の武器たる自由なる討議討論を奪わないかぎり、真理は誤謬との闘争において何ら恐れるべきものをもたないのである。誤謬は、それに対して自由に反対することが許されているならば、危険なものではなくるのである。

〔本文〕故に本議会は、次のごとく立法するものである。

何人に対しても、特定の宗教的礼拝に出席し、特定の宗教的用地を訪れ、特定の宗教・宗派の教職者に経済的支持を与えることを強制してはならない。何人に対しても、その宗教上の見解あるいは信仰の故に、強制、規制、考慮を加えたり、その身体あるいは財産に負担を加えたり、その他いっさい困苦を加えてはならない。何人も宗教上の事項について自らの見解を自由に告白し、これを弁論をもって保持する自由を有する。何人に対しても、〔宗教上の見解ゆえに〕その市民としての法的能力を削減、増大、変更してはならない。〔後文〕本議会は、通常の立法目的のためにのみ邦民から選出されたものであり、したがって本議会と同等の権限をもって成立される将来の議会がなす立法を拘束する権限はもたないものである。本法は改正を許さないと宣言したところで、別に法的効力をもつものではないことを、われわれは十分わきまえているものである。とはいえる、われわれは次のごとく宣言する自由を有し、また事実宣言する。

本法において主張された権利は、人類の自

然権に属するものである。したがって、今後いかなる法律であれ、本決議を廃止したり、その施行を制限するがごとき法律が可決されることがあるとしても、その法律は自然権に対する侵害となろう。(31)

邦議会（下院）での審議において、原案中の前文をすべて削除し、その代わりにヴァージニア権利章典第16条をもってこれにあてる、とした修正案が提出された。（12月16日）これは、原案の急進的な表現——たとえば、「〔神は〕理性に訴え動かすことによって〔その教えを〕弘め給おうとした」という部分——が保守派にとって容認できないものであったこと、しかし同時に権利章典第16条に含まれている理念は一般に受容されていたこと（いいかえれば、この程度の妥協は必要であり無難であるとみなされていたこと）を意味したと解せよう。しかしこの修正案は、38対66で否決された。

上院が12月29日に同法案を下院に送り返した時に付した修正は、やはり原案の前文に代えてヴァージニア権利章典第16条をもってあてるという内容のものであったが、下院は再びそれを否決する。（35対56）

しかし上院の修正への要求は強いものであり、その結果合同協議が開かれたのはすでに述べた通りである。マディソンのこの間の事情をジェファーソン宛の書簡の中で次のように説明している。前文に対する上院の「反対はまことに取るに足りないものがありました。……下院は、1ヶ所か2ヶ所字句を変えて上院に送りました。上院はさらにいくつかの修正を加えたわけですが、これらの修正は法案全体の格調をいくらか落すことはあっても本質的に〔内容を〕

(31) 中略の部分はそれぞれ、宗教上の見解をもって市民が信頼できるかできないかを決定することは市民をして偽りの告白に導くであろうこと、思想・信条の統制は——もしそれが必要ならば——明白に社会の平和が脅かされる場合にかぎること、をうたった部分である。

変えるものではなかったので、会期も終りに近づき出席議員の数も減りつつあったこともあり、それ以上強く出て〔法案の成立を〕危うくするよりは、修正に同意するのが賢明な策であると判断したわけです。制定事項は何の変更もなしに成立しました。」⁽³²⁾（傍点一筆者）

原案中の(A)(B)(D)および(E)が、上院が提案し下院が同意した修正（削除）である。また(F)は、同様に原案から削除されている部分であるが、おそらく下院が自発的に行なった修正であろうと推測されている。しかし原案中の前文をすべて削除しヴァージニア権利章典第16条をもってこれに代えるという修正案を含めて、字句の修正はすべて前文に関するものであって、制定事項（本文）に対しては何の変更も加えられなかつたことは、マディソンの指摘を待つまでもなく明らかである。

(C)の修正は、「わが宗教の聖なる創始者」に続いて「イエス・キリスト」の名をそう入するというものであったが、二重の意味で、ジェファソンの原案とは相いれることのできないものであった。まず第一に、ジェファソンのいう「宗教」とは自然宗教(natural religion)であり、また「創始者」という場合それは「自然の神」("Nature's God")を指すものと解されるべきであるが、修正案は一つの啓示宗教——キリスト教——に限定し、「創始者」を特定の人物——イエス・キリスト——と同一視することによって、前文のよって立つ理論的基盤をより狭いものにする可能性があった。第二に、遵奉すべき宗教をキリスト教と規定することは、実質的に公立教会制度の樹立を認めることと変わらない点が注目されよう。ヴァージニア信教自由法反対者は、制定事項は変更できなくても前文を変えることによって、その影響を少なくしようとしたのであるが、そのような意図から出さ

れた修正(C)は成立しなかった。⁽³³⁾

(2) ヴァージニア信教自由法の歴史的意義

最後に、ヴァージニア信教自由法の歴史的意義をみてみたい。

1. その思想史的意義

ヴァージニアにおける信教自由の確立のための運動は、その歴史のほとんどを通じて、公立教会制度の廃止を目指して戦われたものであった。つまりそれは、イギリス国教会（対英抗争開始後は、監督派教会）の特権的地位を廃止するという消極的な目的をもっていたのである。したがってここには、宗教の信仰は万人に認められた平等の権利であり、万人は良心の命ずるままにそれを信ずる自由を有するという、いわば積極的な自由の主張はみられなかった。

ディスエスタブリッシュメント（特定の宗派に認められた特権の廃止）という消極的な自由を求める運動は、以前は特定の宗派に限られていた特権をすべての宗派に拡大するという新しい公立教会制度の理論が現われた時、一つの大きな壁にぶつかるのであった。1784年的一般課税法をめぐる抗争がそれであった。この試練の中から、公立教会制度廃止の目的を達成するためには、現存する制度を否定するとともに、将来において再び特定の宗教・宗派を公定のものとする企てがなされるのを阻止する、いわば二倍に強力な理論の必要性が認識されたのであった。そしてこのような理論は、当然宗教の信仰を一つの自然的権利と主張すること、つまり信教の自由を積極的自由として強調するものであることが期待されたのであった。

マディソンの「抗議ならびに請願」は、一般

(32) Jan. 22, 1786. Boyd, *Papers*, p. 549n.

(33) この修正案については、ジェファソンとマディソン

は言及しているが、ヴァージニア邦議会下院の議事録(the Journal)にはその記録はない。Jefferson, *Autobiography*, p. 47; Madison, "Detached Memoranda," *William and Mary Quarterly*, 3rd Ser., Vol. III, No. 4 (October, 1946), p. 556.

課税法の成立を阻止する目的をもって書かれたものであり、それはあくまでも消極的な性格のものであった。しかしジェファソンのヴァージニア信教自由法は、運動の要求する内容をすべて備えていたといつても過言ではなかろう。たとえばそこには信教の自由が明確にうたわれていたこと、宗教上の見解を理由に特権を賦与あるいは権利をはく奪してはならないことが明記されていること、宗教の問題について政府が干渉することに対しての警告が発せられていることなどが指摘されよう。

しかしヴァージニア信教自由法は、その邦議会における成立を推進したものが理解した以上に、大きな意味合いを有していたのであった。つまりそれは、それがよう護しようとした自由の対象においても、またその条文が適応されるべき範囲（場所と時代）においても普遍的であったという意味である。まずこの法律は、監督派教会の特権的地位を廃止し将来における公立教会制度設立のいかなる企てをも未然に阻止することがその直接の関心であるが、広く思想・学問・言論のよう護のための理論的根拠を与えていた。ジェファソンは、何にもまして「自由なる討議討論」は守られなければならないと確信していた。特定の宗教思想が強制されるのではないかという不安は一般に公立教会制度反対論の中核をなすものであるが、ジェファソンの場合は、このような公定制度が究極的には「自由なる討議討論」を奪うことに通ずるのではないかという危機感が強かったといえるのではないかろうか。彼は他の機会に、政府による「自由な探究」への干渉が腐敗と專制を生む原因となると書いていたが、これは同じことを別の表現でいったものである。⁽³⁴⁾ そしてここにいう「政府」とは単にヴァージニアの、アメリカの政府を指すものではなく、全世界のあらゆる政府を指すものであると解釈し、アメリカ革命期においてのみならずいつの時代においても政府による思想の領域への干渉は警戒されなければならないと語りつがれてきたことを考えるなら

⁽³⁴⁾ Notes on Virginia, "Query 17."

ば、ヴァージニア信教自由法は元来18世紀アメリカの問題であったという歴史的制約を越えて、広い適用性を有しているということはできないであろうか。

2. 信教自由の運動のダイナミックスにおけるその位置

(a) ヴァージニアにおける内部抗争（東部＝西部）の反映として

アメリカ革命は独立のための戦争であったとともに、各植民地内部における社会改革・民主化のための戦いであったことは今日学界の定説となっている。とくに南部植民地においては、内部抗争はしばしば大西洋沿岸平野＝東部のプランター・アリストクラシーと奥地＝西部農民の間の抗争という形で現れたのであるが、ヴァージニアも例外ではなかった。しかしヴァージニアの場合、沿岸平野（フレデリックスバーグとリッチモンドを結び南北に延長する、海岸からほぼ50キロの内陸地域を指す）といわゆる奥地（ブルー・リッジ山脈以西——シェナンドー峡谷および以西）にはさまれたピードモント（Piedmont）平野が存在し、その帰すうが抗争の成り行きに影響を与えていた点に留意すべきであろう。

公立教会制度の存続・廃止をめぐる闘争においても、一般的な東部＝西部の対立が、反映されたことはすでにみた通りである——たとえばマディソンの「抗議ならびに請願」中の理由（14）——が、ヴァージニア信教自由法の採択に際して、それがいかに現われたかを次に検討してみたい。

・ヴァージニア信教自由法に賛成した74人のうち、12人については選出区（郡）が判明している。地域別に記すならば次の通りである。⁽³⁵⁾

〔西部〕——議員名、選出区（郡）の順。

グリーナップ（Christopher Greenup）

ファイエット⁽³⁶⁾

⁽³⁵⁾ Dictionary of American Biography による。

⁽³⁶⁾ この二つの郡は、現在はケンタッキー州に属している。

ローガン(Benjamin Logan) リンカーン⁽³⁶⁾
ジョンストン (Zachariah Johnston)

オーガスター
ムーア (Andrew Moore) ロックブリッジ
ステュアート (Archibald Stuart)

ボットコート
ホワイト (Alexander White) フレデリック
〔ピードモント平野〕

マディソン オレンジ
ケイベル (Samuel Jordan Cabell)

アマースト
〔東部〕

スミス (Meriwether Smith) エセックス
ブラックストン (Carter Braxton)

キング=ウィリアム
インズ (James Innes) ジェームズ=シティ
ニコラス (Wilson Cary Nicholas)

ハノーヴァー

また、反対した20人のうち、4人の選出区(郡)
が判明している。

〔東部〕
ギャラード (William Garrard)

スタッフオード
マーサー (John Francis Mercer)

スタッフオード
ペイジ (John Page) グルースター
リー (Richard Bland Lee) ルードン

いずれも限られた資料であり、法案支持あるいは反対を出身選挙区を基準にして明らかにするには十分とはいえない。つまり法案に対する態度に地域的特徴が見出されるかどうかを、今の段階で結論づけるには問題がある。しかしサンプル数の不足を実質的内容の検討をもって補うとするならば、いくつかの重要な点が浮びあがってこよう。

まず第一に、法案に反対した4人はいずれも東部出身であり、しかもそれぞれ「地方的に影響力があり」、「富裕な名門の出である」ことである。これは東部の富裕プランターが、教会運営の面でも指導的立場にあり、彼らの属する教会の特権的地位のよう護ならびに教会による

市民への教育普及に特別の関心をもっていたことと示す一例ではなかろうか。

第二に——これは第一の点と矛盾する要素を含むものであるが——法案支持者のなかにも、東部出身の富裕なプランターが含まれていたことであり、法案に対する見解が必ずしもセクショナルな性格を有していなかったことを意味する。とくにブラックストンは監督派教会の有力な一員であり政治的にも「保守的」であるとされていたが、1785年には信教の自由を支持する側にまわっている。(しかし彼は、原案中の前文の修正——ヴァージニア権利章典第16条をもってする——には2回とも賛成の投票をしている。) またニコラスの父ロバート・カーター (Robert Carter) は、ジェファソンが「われわれの主なる敵対者の人」と呼んだ人物であり宗教的エスタブリッシュメントを強力に支持したのであったが(1780年没)，ニコラスは信教の自由の問題に関しては、終始マディソンとともに行動したのであった。⁽³⁷⁾

法案支持派のリーダーが西部出身者であったことが第三の点である。まずマディソンが公立教会制度が沿岸平野ほど確立しておらず、経済的にも「西部」的な性格をもち、18世紀の中頃におけるヴァージニアのフロンティアであったピードモント平野の出身であることは興味深い。(ジェファソンも同様、この地方出身である。) 下院の宗教委員会のジョンストン(任期1785—86年)、マディソンの「参謀」(lieutenants)として活躍したムーア、ステュアート、ホワイトはいずれも、18世紀後半によく開拓が進んでいたシェナンドー峡谷出身であったことに注目すべきであろう。

しかし先にも述べたように、東部=西部の内部抗争の図式を信教の自由をめぐる争いにあてはめることは、暫定的な操作としては可能であるが決定的な証明にはなりえない。それならば、それに代わる説明を見出さなければならぬのであるが、そのような仮説は存在するであ

⁽³⁷⁾ *Autobiography*, p. 41.

ろうか。最後に、この問題を検討してみることにする。

(b) 「奇妙な同盟」 ("Strange alliance")

——反エスタブリッシュメント派の結集

ヴァージニア信教自由法の支持者について伝記的資料の明らかな12人の宗教的背景をみると、2人——ジョンストンおよびムーア——は熱心な長老派教会員であり、1人——ブラックストン——は有力なアングリカン教会員であり、1人——マディソン——は、再びスヴィートの表現を用いるならば、「教会に属さない自由主義者」 ("unchurched liberal") であった。⁽³⁸⁾ つまり法案支持派は、いわゆる不服従派（正統派プロテスタントの各宗派、メソディスト派、少数のカトリック教徒・ユダヤ教徒が含まれる）、合理主義者（啓蒙思想家）、エスタブリッシュメントの教会員で、信教の自由を保障するための法案に賛成したものからなっていたのである。この三つのグループは本質的にそれぞれ異なる宗教観を有していたのであるが、公立教会制度に反対し信教自由法を成立させるということに関して、共通の目的をもっていたということができよう。ヴァージニア信教自由法成立の背景には、一つの同盟もしくは連合があったことに注目すべきである。

ピーターソンはこのような状況をさして、「合理主義者と熱狂的信者、世俗主義者と宗派主義者、壞疑論者と信仰者」の間の「奇妙な同盟」と呼んでいる。⁽³⁹⁾ しかし、不服従派のプロテスタントと公定教会のメンバーを一括して「熱狂的信者、宗派主義者、信仰者」と呼ぶことは、それぞれの歴史的背景あるいは利害関係の違いを無視することになるであろう。とくにアングリカン教会の包容主義的伝統が、その内部に合理主義の思想を生む基盤を包含していた

ことを忘れてはならない。ヴァージニア信教自由法の起草者ジェファソンおよびその成立を推進したマディソンが、ともにアングリカン教会の出身であったという事実が、その辺の状況を物語るものである。したがってヴァージニアにおいて信教の自由を確立するための運動は、歴史的に迫害され公定教会に認められた特権に不満を抱いていた正統派プロテスタント（不服従派）、18世紀の新しい思想の影響を受け公立教会制度の専制と腐敗を批判した合理主義者、それに加えてエスタブリッシュメント廃止を要求する時代のすう勢に従う決心をしたアングリカン教会員らが参加した、一つの連合運動・協力体制であったというのが本論の結論である。ヴァージニア信教自由法に対する支持は必ずしも地域的なものではなかったという事実は、単純な東部=西部の対立の図式を適用することによってではなく、運動のダイナミックスが本来は歴史的背景と利害関係を異にする三つのグループの同盟によって与えられたと理解することによって、初めて説明できるものであろう。またそれぞれの極が、公立教会制度を廃止し信教の自由を積極的に確立することを指向していたことは、これまでの検討から明らかであろう。

む　す　び

本稿においてはいわゆるヴァージニア信教自由法の成立とその歴史的意義を、主にその成立過程と思想的内容を検討することにより究明することが試みられた。以下いくつかの一般的観察と今後の研究のための問題提起を行なって、結びにかえたたいと思う。

まず第一に、この法案の成立をめぐる抗争は宗教的問題であるとともに、すぐれて政治的・社会的問題でもあった。つまり公立教会制度の維持をはかるとするもの（アングリカン派）とその廃止をはかるとするもの（不服従派）との間の争いの背景には、邦内の東部富裕プランター階級と西部独立自営農民との間の政治的・社会的抗争が存在していたのであった。した

(38) Sweet, *op. cit.*, p. 336.

(39) Merrill D. Peterson, Thomas Jefferson and the New Nation (New York: Oxford University Press, 1970), p. 143.

がって、ヴァージニアの（ひいてはアメリカ社会全体の）社会的改革がアメリカ革命の達成目標であったとするならば、ヴァージニア信教自由法の成立は、アメリカ革命の重要な一部分を構成したものであるということができよう。第二に、信教自由の確立の問題は、思想一般の自由にかかわる問題として、運動参加者によって解釈されていたことが指摘されよう。ジェファソンのヴァージニア信教自由法の原案が多数の支持者を得ることができたのは、それが内容においてまた表現において、他の同様の文書にはみられなかった普遍性を有していたからであり、その対象が思想一般の自由のよう護まで及ぶものと解されたからであった。マローンは、「理性の優越性と無限性」をうたった部分が修正（削除）されたので、「起草者が意図したようには広い〔理論的〕基盤にもとづいたものとはならなかった」といっているが、これはいく分控え目な評価である。（40）

(40) Dumas Malone, Jefferson the Virginian (Boston : Little, Brown & Company, 1948), p. 279.

ヴァージニア信教自由法は信教の自由を積極的にうたい、将来における政教分離の原則の維持を要請したものではあったが、それはあくまでも信教自由の歴史、思想の自由の歴史における一応の決着という性格をもったものにすぎない。そこに盛られている精神は革命後アメリカおよびその後のアメリカ史を通じて新たな試練を受けることになるのである。しかしこれは稿を改めて論じられなければならない問題である。またジェファソンやマディソン等は、結果的に、市民を啓蒙し市民として十分な知識を与える仕事は宗教(教会)の干与すべきことがらではないという見解をとることになったが、彼らはそれに代わるものとして何を提供したのであろうか。いわゆるアメリカにおける公教育普及の問題にかかわることであるが、同じくジェファソンの起草になる第79法案——「知識を広めるための法」あるいは「公教育法」——の採択をめぐる論争を含めて、今後検討されなければならない課題である。

執筆者紹介

明石 紀雄

同志社大学文学部助教授